

日進市議会議会中継運営要綱

平成20年11月18日

議会要綱第 1 号

改正 平成21年6月1日議会要綱第1号
平成23年8月10日議会要綱第1号
平成28年11月25日議会要綱第1号
令和3年2月15日議会要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市議会の定例会及び臨時会における本会議その他の会議(以下「本会議等」という。)の映像の配信に関し必要な事項を定めるものとする。

(配信する会議)

第2条 映像を配信する会議は、次のとおりとする。

- (1) 本会議
 - (2) 常任委員会の会議(付託された議案等の審査を行うものに限る。)
 - (3) 議会運営委員会の会議(付託された議案等の審査を行うものに限る。)
 - (4) 全員協議会の会議(議長及び副議長の立候補に係る所信表明を行うものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは配信しない。
- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第115条第1項ただし書又は日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号。以下「委員会条例」という。)第20条の規定により秘密会が開かれたとき。
 - (2) その他議長が特別の理由があると認めたとき。

(配信の方法)

第3条 映像の配信方法は、次のとおりとする。

- (1) インターネットによる配信

(2) 市内テレビへの配信

(映像の種類)

第4条 配信する映像の種類は、次のとおりとする。

- (1) 生中継(インターネット及び市内テレビによる配信)
- (2) 無編集映像の録画中継(以下「無編集版の録画中継」という。)
- (3) 編集済映像の録画中継(以下「録画中継」という。)

(生中継の配信時間)

第5条 生中継を配信する時間は、本会議等の開会から閉会までとする。

(映像の配信)

第6条 録画した映像は、次の各号に掲げる録画中継の区分に応じ当該各号に定めるとおり配信するものとする。

- (1) 無編集版の録画中継 本会議等終了の都度3日以内(日進市の休日を定める条例(平成元年日進町条例第24号)第1条各号に掲げる日は含まない。次号において同じ。)に配信するものとする。
- (2) 録画中継 本会議等閉会后3日以内に無編集版の録画中継に替えて配信するものとする。

2 録画中継を配信する期間は、配信を開始した日からおおむね4年間とする。
ただし、映像等の保存容量が100ギガバイトを超える場合は、順次、本会議以外の映像を古いものから1年間の単位で削除を行うこととする。

(録画映像の検索)

第7条 インターネットにより配信する録画中継は、次に掲げる方法により検索することができるものとする。

- (1) 本会議等の名称からの検索
- (2) 議員の氏名からの検索
- (3) 語句からの検索

(映像配信の中止等)

第8条 この要綱の規定にかかわらず、不測の事態、事故等が発生したときは、映像を配信しないことができる。

2 発言の取消し等があった場合は、録画の配信映像について必要な編集を行うものとする。

(著作権)

第9条 インターネット配信による本会議等の映像情報の著作権は、日進市議会に帰属するものとし、その旨をホームページに明示する。

(映像の位置付け)

第10条 インターネット配信による本会議等の映像情報は、法第123条及び日進市議会会議規則(平成6年日進町議会規則第1号)に定める会議録並びに委員会条例第30条に定める記録ではない旨をホームページに明示する。

(委任)

第11条 この要綱の運用に関し、変更の必要が生じたときは、議会運営委員会において協議するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年6月1日議会要綱第1号)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月10日議会要綱第1号)

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則 (平成28年11月25日議会要綱第1号)

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則 (令和3年2月15日議会要綱第2号)

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。